

和歌山市建設工事等共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）をいう。以下同じ。）の施工に関して、共同企業体の適正な活用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、共同企業体とは建設工事等の特性に着目して工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体をいう。

(共同企業体発注の原則)

第3条 建設工事等の発注は、単体企業への発注を基本とし、共同企業体の活用は、県外業者との共同施工により市内業者への技術移転が見込まれる場合や、継続的な発注が見込まれると認められる場合など、適正な範囲にとどめることとする。

(構成員の資格)

第4条 共同企業体の構成員に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設業法第3条の規定に基づく特定建設業の許可を受け、和歌山市の競争入札参加資格を有するものであること。
- (2) 当該建設工事と同種の工事について元請施工の実績を有すること。
- (3) 当該建設工事等を施工するに当たり、対応する許可業種に係る専任の監理技術者又は専任で国家資格を有する主任技術者（建設コンサルタント業務にあつては技術者等）を配置できること。建設業法第26条第3項ただし書の規定による場合は、特例監理技術者及び専任の監理技術者補佐を配置できること。
- (4) 前3号に規定するもののほか、施工内容により工事ごとに市長が定める資格を満たすこと。

(対象工事)

第5条 共同企業体の対象とすることができる工事等は、規模が大きく、共同企業体による施工が適切であると認められる場合や、市内業者への技術移転が見込まれる場合などで市長が必要と認めるものとする。

- 2 前項の規定により共同企業体の対象とすることができる建設工事等について、当該建設工事等を確実かつ円滑に施工することができるものと認められる単体企業（原則として、市内業者に限る。）があるときは、混合入札（単体企業と共同企業体との混合による入札をいう。）を行うことができる。

(結成手続)

第6条 共同企業体の結成手続は原則として自主結成とする。

(提出書類)

第7条 共同企業体結成に必要とする書類は、次のとおりとする。ただし、第3号について、競争入札参加資格申請時に共同企業体締結に関する権限を委任する旨の委任状を提出しているものは、これを要しないものとする。

- (1) 共同企業体入札参加資格審査申請書 別記様式第1号
- (2) 建設工事共同企業体協定書（昭和53年11月1日付建設省計振発第69号「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」別紙に定める「特定建設工事共同企業体協定書」に基づくものとする。）
- (3) 委任状（和歌山市建設工事等に関する競争入札の実施要領（平成15年7月1日施行）第5条（入札書及び委任状）に規定する様式による。）

（出資比率）

第8条 共同企業体の各構成員の出資比率は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう構成員数を勘案して定めなければならない。

2 前項の出資比率は、次に掲げる構成員に応じた割合を下回ってはならない。

- (1) 構成員数が2者の場合は30パーセント
- (2) 構成員数が3者の場合は20パーセント

（代表者）

第9条 共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであること。この場合において、その決定は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合数値によるものとする。また、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

2 建設コンサルタント業務を行う共同企業体の代表者にあつては、構成員の中で当該建設コンサルタント業務に関する最大の営業収益を有するものであること。また、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

（技術者の配置）

第10条 共同企業体は適正な施工の確保のため、専任の監理技術者又は専任で国家資格を有する主任技術者（建設コンサルタント業務にあつては技術者等）を当該建設工事等に配置しなければならない。建設業法第26条第3項ただし書の規定による場合は、特例監理技術者及び専任の監理技術者補佐を配置できること。なお、これらの技術者は共同企業体の代表者及び構成員が雇用する技術者に限るものとする。

附 則

この基準は、平成2年1月10日から実施する。

附 則

この基準は、平成6年7月27日から改正する。

附 則

この基準は、平成8年6月25日から改正する。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から改正する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から改正する。

附 則

この基準は、平成15年6月1日から改正する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から改正する。

附 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

共同企業体 名称 _____

事務所所在地 _____

(代表者) 共同企業体 構 成 員	所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
共同企業体 構 成 員	所在地 商号又は名称 代表者氏名	印

貴市発注に係る次の工事（業務）について、共同請負による競争入札（見積り）に参加いたしたく、別添の関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請いたします。

なお、この申請及び関係書類記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約いたします。

工事（業務）名 _____